

地方独立行政法人広島県立病院機構資金貸付事業等特別会計条例をここに公布する。

令和七年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三号

地方独立行政法人広島県立病院機構資金貸付事業等特別会計条例

(設置)

第一条 地方独立行政法人広島県立病院機構が行う事業用施設、医療機器等の整備及び事業の運営に要する資金の貸付け並びに県債の償還事務の経理の適正化を図るため、地方独立行政法人広島県立病院機構資金貸付事業等特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(歳入及び歳出)

第二条 この会計においては、貸付金償還金及び利子、県債、一般会計からの繰入金並びに附属諸収入をもつて歳入とし、貸付金、県債償還金及び利子、一般会計への繰出金その他の諸支出をもつて歳出とする。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。